

○ **議案第1号 大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 本案は、平成29年発生の大雨災害により被害を受けた公共土木施設及び農地・農業用施設の早期復旧に向け、技術職員や任期付採用職員を集約し、迅速かつ効率的に災害復旧事業を進めることを目的として、組織上、部レベルとなる災害復旧事務所を設置するため、所要の改正を行うものであります。

- 1 災害復旧事務所を平成30年2月1日に設置し、平成29年に発生した大雨災害の復旧に関する事務を執ることとした。(第2条、第3条関係)
- 2 前記1に伴う、大仙市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年大仙市条例第29号)の一部改正(附則第2項関係)
- 3 施行期日 平成30年2月1日

○ **議案第2号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 国の一般職の給与改定を受け、人事院規則(初任給調整手当)の一部が改正されたことに伴い、国家公務員に倣い初任給調整手当の額を定めている本市条例について、所要の改正を行うものであります。

- 1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師に支給する初任給調整手当の上限額の改正  
(現行)36万8,000円 → (改正後)36万8,400円(400円増)
- 2 施行期日等 公布の日(平成29年4月1日適用)